

官報

号外 平成五年四月一日

○第一百二十六回 衆議院会議録 第十五号

平成五年四月二日(金曜日)

議事日程 第十号

平成五年四月二日

午後一時開議

第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
(内閣提出)
○本日の会議に付した案件
(内閣提出)

日程第一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(櫻内義雄君) 日程第一、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長春田重昭君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[春田重昭君登壇]

○春田重昭君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。
本案は、運輸免許行政の実情並びに最近における交通事故及び交通渋滞の実情等道路交通をめぐる情勢にかんがみ、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。
まず第一に、運転免許に関する規定の整備であります。
優良運転者の免許証の有効期間を、一定の高齢者に係るものとを除き、現行の三年から五年に延長するとともに、普通免許等を受けようとする者に

より決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

出席國務大臣

國務大臣 村田敬次郎君

対して応急救護処置等の講習の受講を義務づけるほか、外國免許の取り扱いの改善、指定自動車教習所の制度の整備、免許関係事務の委託、臨時適性検査の実施等について定めるものであります。
第二に、交通事故の防止等に関する規定の整備であります。
警察署長は、公安委員会が指定した車輪止め装置取りつけ区間における違法駐車車両に対して車輪止め装置を取りつけることができるものとします。

次に、警察官は、過積載車両に係る積載物の重量を測定することができることとし、当該過積載車両の運転者に対し、過積載状態を解消するための必要な措置を命ずることとするとともに、過積載車両の運転の要求等の行為をしてはならないこととするほか、過積載車両の運転に係る刑の引き上げ等を行うものであります。

そのほか、速度超過による反則金の限度額を引き上げるとともに、高速自動車国道等における速度超過四十キロメートル毎時までの違反行為を反則行為とする等所要の改正を行うものであります。
本案は、去る三月十五日に提出され、同月十七日本委員会に付託され、同月二十四日村田国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党より修正案が提出され、その趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第でございます。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告
(兩院協議会協議委員議長副議長五選)

一、去る三月三十一日、協議委員議長副議長(五選)の結果、次のとおり当選した。
平成五年度一般会計予算

平成五年度政府関係機関予算

平成五年度特別会計予算

一、去る三月三十一日、協議委員議長副議長(五選)の結果、次のとおり当選した。
平成五年度一般会計予算外二件兩院協議会協議委員

(兩院協議会協議委員議長副議長五選)

議長 佐藤 信二君 副議長 石川 要三君
副議長 石川 要三君

(兩院協議会協議委員選舉通知)

一、去る三月三十一日、結方事務総長から戸張参考議院事務総長あて、本院は平成五年度一般会計予算外二件兩院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

佐藤 信二君

柏谷 茂君

中川 昭一君

鶴池 祥馨君

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

定員の書面による証明を付さなければならぬ
い。

(報告及び検査)

第九十九条の六 公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、若しくは管理する者に対し、当該指定自動車教習所に對し、その指定を取り消し、又は資料の提出を求める、又は警察職員に當該指定自動車教習所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令等)

第九十九条の七 公安委員会は、指定自動車教習所が第九十九条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に對し、当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、この節の規定を施行するため必要な限度において、指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を設置するため必要な命令を下すことができる。

(指定自動車教習所の指定の取消し等)

第一百条 公安委員会は、指定自動車教習所を管理する者が第九十九条の三第三項、第九十九条の四若しくは第九十九条の五第二項若しくは第三項の規定に違反したとき、指定自動車教習所が

同条第五項の規定に違反して卒業証明書若しくは、第百八条の二第一項第十号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受

は修了証明書を発行したとき、又は指定自動車

教習所を設置し、若しくは管理する者が前条の規定による命令に違反したときは、当該指定自動車教習所に對し、その指定を取り消し、又は

自動車教習所若しくは修了証明書を発行するこ

とを禁止することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による卒業証明書又は修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該処分に違反して卒業証明書又は修了証明書を発行したときは、その指定

を取り消し、又は六月を超えない範囲内で卒業

証明書若しくは修了証明書を発行することを禁

止する期間を延長することができる。

第一百条の二第一項第四号中「第一百八条の二第一項第六号に規定する」を「第一百八条の二第一項に掲げる」に改め、「第二項」を「第二項」を「第二項」を「第二項」を「第二項」を「第二項」に改める。

第一百条の二第一項第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「第一項」とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により免許証の更新を受けようとする者の誕生日が二月二十九日である場合における同項の規定の適用については、その者のうるう年以外の年ににおける誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

第一百条の付記を削る。

第一百条の二第二項中「すみやかに」を「速やかに」、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項後段及び同条の付記を削る。

第一百条の三を次のように改める。

(更新を受けようとする者の義務)

第一百条の三 免許証の更新を受けようとする者は、第一百条の二第一項第十号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受

ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

2 公安委員会は、第一百一条第一項又は前条第二項の適性検査の結果自動車等を運転することが支障がないと認めた者(前項ただし書の政令で定める者を除く。)が前項の講習を受けないないときは、第一百一条第三項又は前条第三項の規定にかかるらず、その者に對し、免許証の更新をしないことができる。

2 公安委員会がその者の所在が不明であることにかかわらず、その者に對し、免許証の更新をしないことができる。

2 公安委員会は、前項の規定による書面を交付することができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所在を知つたときは、警察官は、総理府令で定めるところにより、その者に對し、日時及び場所を

付することができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所在を知つたときは、警察官は、総理府令で定めるところにより、その者に對し、日時及び場所を

付することができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をするときは、総理府令で定めるところにより、当該命令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

2 公安委員会は、前二項の規定により適性検査を行おうとするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。

3 公安委員会は、前二項の規定による命令をしたときは、総理府令で定めるところにより、当該命令に係る者に對し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に對し、保管証を交付しなければならない。

3 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、総理府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者の氏名及び住所、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会に、当該命令に係る出頭すべき日時及び場所その他必要な事項を当該命令に係る者の住所地を管轄する公安委員会(その者に對し第一項に規定する免許証の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会)に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したとき

は、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

2 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定

第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、総理府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2 公安委員会がその者の所在が不明であることは、他の理由により前項の規定による書面を交付することができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けていない者の所在を知つたときは、警察官は、総理府令で定める

ところにより、その者に對し、日時及び場所を

付することができなかつた場合において、警察官が当該書面の交付を受けるために出頭すべき旨を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をするときは、総理府令で定めるところにより、当該命令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検査を行うことができる。

2 公安委員会は、前二項の規定による命令をしたときは、総理府令で定めるところにより、当該命令に係る者に對し、当該命令に係る取消し又は効力の停止に係る免許証の提出を求め、これを保管することができる。この場合において、警察官は、当該命令に係る者に對し、保管証を交付しなければならない。

3 警察官は、第二項の規定による命令をしたときは、総理府令で定めるところにより、速やかに、当該命令に係る者に對し、当該命令に係る取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会(その者に對し第一項に規定する免許証の取消し又は効力の停止をした公安委員会とその者の住所地を管轄する公安委員会が異なる場合にあつては、それぞれの公安委員会)に通知しなければならない。この場合において、警察官は、前項の規定により免許証を保管したとき

は、当該保管した免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。

2 前項の規定による免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合において、第三項の規定

により当該免許証を提出した者から返還の請求

第一百四条の三 第百二条第一項、第二項若しくは、

第一百条の三 免許証の更新を受けようとする者は、第一百条の二第一項第十号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、当該講習を受

二の二 第五十七条(乗車又は積載の制限等)第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を

七十七条(道路の使用の許可)第一項の規定に違反した者

二の三 第五十八条の五（過積載車両の運転の

要求等の禁止)第二項の規定による警察署長の命令に従わなかつた者

加える。

三の四 第七十五条(自動車の使用者の義務等)
第一項第六号の規定に違反して、第二号の二
に規定する積載をして自動車を運転すること
を命じ、又は容認した者

第一百十九条第一項第三号の「中運転した者」の
トに「**前条第一項第二号の二に該当する者を除**

「」を加え、同号の後に次の「」号を加える。

等)の規定による警察官の停止に従わず、提

示の要求を指す
又は概念を指す
若しくは

三の四 第五十八条の三（過積載車両に係る措置命令）第一項又は第二項の規定による警察

官の命令に従わなかつた者

止行為)第三項又は第七十七条(道路の使用の許

同項第三号の四に該当する者を除く。」を加え、

（おいて適用する場合を含む。）」を加え、同項第十二号の四の次に次の一号を加える。

別表中	大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車(以下「大型自動車等」という)。	三万五千円
「普通自動車及び自動二輪車(以下「普通自動車等」という)」	二万五千円	

			大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車（以下「大型自動車等」という。）	五万円
第百十八条第一項第二号又は第二十一條第一項第二号又は第二十二條第一項の罪に当たる行為（第二十一條第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされる最高速度を下回ることとされ毎時四十キロメートル以上超える速度で運転する行為を除く。）	第百十八条第一項第二号又は第二十一條第一項の規定により積載された数個の重量の制限として定められた数個の重量の二倍以上の重量とする積載をした大型自動車等を運転する行為を除く。	普通自動車及び自動二輪車（以下「普通自動車等」という。）	四万円	
小型特殊自動車等	普通自動車等	小型特殊自動車及び原動機付自転車（以下「小型特殊自動車等」とい	三万円	
三万円	四万円	五万円		

七十一条の三第三項」を「第七十一条の四第三項」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

第二条 この法律の施行の際に普通免許又は二輪免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」と)
(令和元年四月一日以後の者)

いう。)第九十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

いう。) 第九十条

第三条 この法律の施行の際現に交付されている免許証及びこの法律の施行の日（以下「施行日」）

更新に係る道路交通法第百一条第一項に規定す
といふ。)以後に更新された免許証であつて当該

る更新期間の初日が施行日前であるものの有効期間については、なる逆前の例による。

施行日から二年間は、新法第九十二條の二第二項の表の備考一の2中「継続して免許(仮免許を除く。)」を受けている期間が五年以上である者

であつて、自動車等の運転に関するこの法律及び
規定に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に
基づく处分の遵守の状況が優良な者として
て政令で定める基準に適合するもの」とあるのは、「継続して免許(仮免許を除く。)を受けてい
る期間が政令で定める期間以上である者であつ
て、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法
律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に
基づく处分の遵守の状況が優良な者として政令
で定める基準に適合するものとする。

の規定による選任をされた技能検定員とみなす。

4 かたつた者に自動車の運転に関する知識の教習を行わせてはならない。

5 みなし教習指導員に関しては、第二項に規定する期間が経過するまでの間は、旧法第九十九条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項中「技能指導員若しくは学科指導員」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律(平成五年法律附則第七条第二項のみなし教習指導員号)」附則第七条第二項のみなし教習指導員

第一項第三号に規定する職員（同法附則第七条第二項のみなし教習指導員を含む。）が置かれなくなつたと認めるとき」と、「当該指定自動車教習所を同項各号に掲げる基準に適合させるため」とあるのは「当該指定自動車教習所を同項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合させるため又は当該指定自動車教習所にこれらの職員を置くため」とする。

第四条 この法律の施行の際現に改正前の道路交
通法(以下「旧法」という。)第一百一条第二項後段
(旧法第一百一条の二第三項後段、第二百二十二条第三
項及び第二百七条の四第三項において準用する場
合を含む。)の規定により付されている条件は、
新法第九十一条の規定により付された条件又は
新法第二百七条の四第三項の規定によりされた命
令とみなす。

(指定自動車教習所等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二百二十九条

八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。

第七条 この法律の施行の際現に旧法指定自動車教習所において旧法第九十九条第一項第三号の規定による選任をされている技能指導員又は学科指導員は、当該旧法指定自動車教習所において新法第九十九条の三第一項に規定する教習指導員の業務に従事する場合には、同項の規定による選任をされた教習指導員みなす。

前項の規定により新法第九十九条の三第一項

員」と同様第九項中「技能指導員若しくは学科指導員」とあるのは道路交通法の一部を改正する法律附則第七条第二項のみなし教習指導員と読み替えるものとする。

第八条 旧法指定自動車教習所に関する新法第十九条の六第一項の規定の適用については、同項中「この節の規定」とあるのは、「この節の規定」道路交通法の一部を改正する法律(平成五年法律第一号)附則第七条第三項の規定並びに同法附則第六条第三項及び第七条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされ

「この節の規定」とあるのは、「この節の規定及び道路交通法の一部を改正する法律附則第七条第三項の規定」とする。

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定により新法第九十九条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなされる自動車教習所(以下「旧法指定自動車教習所」という。)において旧法第九十九条第二項の規定による選任をされている技能検定員は、当該旧法指定自動車教習所において新法第九十九条の五第一項、第四項及び第五項に規定する技能検定員の業務に従事する場合には、新法第九十九条の二第一項

の規定による選任をされた教習指導員とみなされる者(以下この条において「みなし教習指導員」という。)については、その者が同条第四項の規定により教習指導員資格者証の交付を受けるまでの間は、同条第二項の規定は適用しない。

旧法指定自動車教習所を管理する者は、前項に規定する期間が経過するまでの間は、みなし教習指導員のうちこの法律の施行の際現に旧法第九十九条第一項第三号の技能指導員でなかつた者に自動車の運転に関する技能の教習を行わせてはならず、又はみなし教習指導員のうちこの法律の施行の際現に同号の学科指導員でな

2 旧法指定自動車教習所に関する新法第九十九条の七第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときとあるのは「指定自動車教習所が第九十九条第一項各号第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき又は指定自動車教習所に同項第二号に規定する職員（道）交通法の一部を改正する法律附則第六条第二項の旧法技能検定員を含む。）若しくは第九十九条

規定によりなおその効力を有するものとされる
同法による改正前の第九十九条第八項の規定に
よる命令」とする。

第九条 旧法第九十九条第五項に規定する自動車
の運転に関する技能及び知識の教習を終了した
者は、新法第九十九条の五第一項に規定する自
動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了し
た者とみなす。

2 旧法第九十九条第五項の技能検定は、新法第
九十九条の五第一項の技能検定とみなす。

3 旧法第九十九条第六項の規定により発行さ
れた卒業証明書又は修了証明書は、新法第九十
九条の五第一項の技能検定とみなす。

条の五第五項の規定により発行された卒業証明書又は修了証明書とみなす。第十条 附則第五条から前条までに規定するもののはが、旧法第九十九条又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中相当する規定がある場合には、新法の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為については、新法第一百一十五条及び別表の規定にかわらず、なお従前の例による。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一
部改正)

第十三条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「第一百八条第一項第二号」の下に「第一号の二」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「(指定自動車教習所)」を「(指定自動車教習所の指定)」に改める。

理由

道路交通をめぐる情勢にかんがみ、警察署長等が違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令等を行うことができるとしてするとともに、連

転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許の有効期間を延長し、普通免許等を受けようとする者に対し講習を受けることを義務付け、外国免許の取扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許の有効期間を延長し、普通免許等を受けようとする者に対し講習を受けることを義務付け、外国免許の取扱いを改善し、指定自動車教習所の制度を整備するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、運転免許行政の実情に応じ、優良運転者に係る運転免許の有効期間の延長、普通免許等を受けようとする者の講習の義務化、外国免許の取扱いの改善、指定自動車教習所の制度の整備を行うとともに、最近における交通事故及び交通渋滞の実情等道路交通をめぐる情勢にかんがみ、違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令、速度超過に係る反則金の限度額の引上げ等の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(1) 運転免許の取扱いの改善、指定自動車教習所の制度の整備を行うとともに、最近における交通事故及び交通渋滞の実情等道路交通をめぐる情勢にかんがみ、違法駐車車両に対する車輪止め装置の取付け、過積載車両に係る積載物の重量の測定及び措置命令、速度超過に係る反則金の限度額の引上げ等の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(2) 公安委員会は、免許の取消し又は効力の停止に係る者に對しその内容及び理由を記載した書面を交付するものとし、所在の不明等の理由により交付ができなかつた場合には、警察官がその者の所在を知つたときは、日時等を定め出頭を命じるとともに免許証の提出を求め、保管することができる

(3) (2)の命令がされた場合において、当該車両の使用者が当該車両の過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていていると認められないときは、公安委員会は、当該車両の使用者に對し、過積載を防止するため必要な措置を命ずることができることとする。

(4) (3)の指示の後一年以内に当該車両について過積載運転が行われたときは、公安委員会は当該使用者に對し当該車両の使用制限を命ずることができる

(5) 自動車の使用者等以外の者は車両の運転者に對し、過積載車両の運転の要求及び過積載となる積載物の売り渡し等の行為をしてはならないこととする。

を所持する者は、本邦に上陸した日から起算して一年間、その免許証に係る自動車等を運転することができる

(2) 警察署長は、道路又は交通の状況から判断して当該区間ににおける違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めたときは、当該区間ににおける違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付ける

ことができる

(1) 過積載車両に対する措置

(1) 警察官は、過積載をしていると認められる車両の積載物の重量を測定することができる

(2) 警察官は、過積載をしている車両の運転者に對し、過積載状態を解消するための必要な措置を命ずることができる

(3) 車両の使用者が当該車両の過積載を防止するため必要な運行の管理を行つていると認められないときは、公安委員会は、当該車両の使用者に對し、過積載を防止するため必要な措置を命ずることを指示す

(4) (3)の指示の後一年以内に当該車両について過積載運転が行われたときは、公安委員会は当該使用者に對し当該車両の使用制限を命ずることができる

(5) 自動車の使用者等以外の者は車両の運

して行われている道路の区間であつて、車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適当なるを、車輪止め装置取付け区間として指

(1) 公安委員会は、違法駐車行為が常態となればならないこととする。

(2) 公安委員会は、外國免許を有する者に開きの場合を明確にし、特定の外國の免許證

官 報 (号外)

- (6) 過積載をしている車両の運転に係る刑を引き上げ、積載物の重量制限の二倍以上との重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を非反射行為とすることとする。
- ② 速度超過に係る反則金等
- (1) 速度超過に係る反則金の限度額の引上げを行うこととする。
- (2) 高速自動車国道等における速度超過四十キロメートル毎時までの違反行為を反則行為とすることとする。
- ④ その他、所要の規定の整備を行うこととする。

- 3 施行期日
- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、運転免許行政の実情に応じ、国民の負担の軽減等を図るとともに、最近における道路交通事故をめぐる情勢にかんがみ、交通事故及び交通渋滞等の防止を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
- なお、日本共産党の辻第一君より修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。
- また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- 右報告する。
- 平成五年四月一日
- 交通安全対策特別委員長 春田 重昭
- 衆議院議長 櫻内 義雄殿
- 〔別紙〕
- 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行に当たり、次の事項について万全の措置を講すべきである。
- 一 運転免許証の有効期間の延長については、交通安全に資するよう、状況の変化に応じ見直しを行うこと。
- 二 学科、技能一体化教育の導入に際しては、自動車教習所における検定員及び指導員の資質の向上を図ること。また、既存の検定員及び指導員の新規資格取得に配慮するとともに、雇用の不安を招かぬように配慮すること。
- 三 教習カリキュラムの全面見直しに際しては、内容について精査及び充実を行うなどの措置を講じ、免許取得者の過大な負担増を招くことのないよう必要な措置を講ずること。
- 四 実効性のある応急救護処置の社会的定着を図るため、習得機会の拡大、講習内容の充実に努めるとともに、交通事故現場における応急救護処置の実施者が、新たに本法第七十二条第一項前段の適用による不利益を被ることのないよう周知徹底を図ること。
- 五 車輪止め装置の取付けによる違法駐車の取り扱いに当たっては、交通渋滞の解消と違法駐車防止の観点に立ち、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置く等適正かつ妥当な運用を行いうよう取り締り現場に対する指導を徹底すること。
- 六 駐車対策を一層推進するため、公共駐車場、荷さばき施設等の駐車施設の拡充や大都市における交通渋滞解消のための施策遂行など総合的な対策を講ずること。

官 報 (号 外)

平成五年四月一日 衆議院会議録第十五号

明治三十五年三月三十日
種類便物可

発行所
千一〇五
虎ノ門二丁目
東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03
(3587)
4302

定価
(税込) 本号一部
送付料
(税込) 三円
別冊
(税込) 一〇三円